新潟県上越市大字長浜

字浦の田	一四三四番一
	一四二九番一
	一四四四番一
	一四四三番一
字家の浦	一四五七番一
	一四五八番一
	一三五九番一
	一四六一番一
	一四五七番二
	一三九一番一
	一三九一番二
	一三九一番三
字あら田	一四六六番一
	一四六七番一
	一四七五番二
	一五四九番一
	一五四八番一
	一四七六番一
	一四七七番一
	一四七七番
	一四八三番
	一四八七番一
	一五二二番一
	一五二一番一
	一四九九番
地先水路敷	一五〇〇番
	一四九六番四
	一四九三番二
	一四九二番二
字ごす山	一三五五番一
	一三五八番一
	一四五二番一
	一四五一番二
	一四四七番一
字中ノ町	一三九九番四
字東ノ町	一四一五番一

	一号
	二号及び七号
	五十六号
	五十七号
	三号
	四号から六号まで
	四十三号
	四十四号
	四十五号
	五十号
	五十三号及び五十四号
	五十五号
	八号
	九号
	十号
	十一号
	十二号
	十三号
	十四号
	十五号
	十六号
	十七号
	十八号及び十九号
	二十号から二十六号まで
	二十七号
	二十八号から三十号まで
	三十一号
	三十二号
	三十三号
	三十四号から四十一号まで
	四十二号
	四十六号
	四十七号及び四十九号
	四十八号
	五十一号及び五十二号
	五十八号

人事異動

最高裁判所

東京簡易裁判所判事　中橋　章
武蔵野簡易裁判所判事に補する
武蔵野簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（二月五日）
大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事・大分簡易裁判所判事　岡部　純子
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
福岡簡易裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　柴田　寿宏
大分地方裁判所判事に補する
大分地方裁判所判事に補する
兼ねて大分家庭裁判所判事に補する
大分家庭裁判所長を命ずる
大分簡易裁判所判事に補する
大分簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　松田　道別
那覇家庭裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　中川　綾子
神戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　佐藤晋一郎
さいたま家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま地方裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上二月六日）

○定年退官

簡易裁判所判事西村郁夫は二月四日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事加藤学及び同久留島群一は二月五日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年二月十二日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十四号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道勇払郡安平町追分美園六九六番一地内苫小牧市字柏原六番四〇から同市字柏原六番四三まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所　令和八年二月十二日
北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年二月十二日
北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十五号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
北海道勇払郡むかわ町美幸四丁目八三番から同町美幸四丁目二〇番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(六) 占用の制限の開始の期日　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(七) 図面縦覧場所　令和八年二月十二日
北海道開発局及び同局室蘭開発建設部